

総務省

Ministry of
Internal Affairs
and Communications MIC



April
2012
Vol.136

4月号



特集

スマートフォンの安全な使い方

スマートフォンって どんなもの？

MIC FOCUS

災害時の安否確認に
災害用伝言サービス

地方のかがやき

まちが人を育て、人がまちをつくる
郷土愛が生みだす地域自治

福岡県 福津市

今月の
キーワード

公害紛争処理

【公害紛争処理】 こうがいふんそうしより
裁判以外の方法で、費用の負担が少なく、迅速・適正に公害問題の解決を図る制度が設けられています。
[公害等調整委員会、都道府県公害審査会]

大気汚染



水質汚濁



騒音や振動などの公害でお悩みの方は、まずは市区町村の公害苦情相談窓口へご相談ください。「公害紛争処理制度」を利用することもできます。詳しくは、公害等調整委員会のHPをご覧ください。または公調委公害相談ダイヤルまでご相談ください。

土壌汚染



騒音



振動



悪臭



地盤沈下



どんなことができるの?

調停 (公害等調整委員会 都道府県公害審査会)

当事者の間を仲立ちして、お互いの譲り合いによる合意を促し、解決を図る手続です。

注・公害等調整委員会の管轄は、重大事件、広域処理事件、県際事件のあつせん調停及び仲裁です。

裁定 (公害等調整委員会)

発生した被害の原因や損害賠償責任の有無と金額について裁定を行うことにより解決を図る手続です。

- 当事者間の対立が深刻な場合
 - 解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合
 - 損害賠償の問題が中心になっている場合
 - 紛争の原因について争いがある場合
- 法律の専門家をはじめ各分野の有識者が委員となり、中立公正な立場で、調停、仲裁及び裁定などを行い、紛争の解決に努めます。

専門の機関による 紛争解決

国の公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が、次のような紛争を扱います。

総務省 公害等調整委員会 <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

【公害紛争処理制度に関する相談窓口】

総務省公害等調整委員会事務局 公調委 公害相談ダイヤル
☎03-3581-9959 (月～金曜日 10:00～18:00 祝日及び12月29日～1月3日は除く)
FAX 03-3581-9488 e-mail kouchoi@soumu.go.jp

総務省

実はここにも総務省 公害紛争処理



詳しくは
となりのページへ

CONTENTS

3 キーワードで日本がわかる!
公害紛争処理

4 特集 スマートフォンの安全な使い方

スマートフォンって どんなもの?

MIC FOCUS

10 災害時の安否確認に
災害用伝言サービス

MIC NEWS

14 小・中学生向け統計学習サイト
「なるほど統計学園」のご案内

16 あなたの「ふるさと寄付金」が
被災者支援に活かされます!

18 「e-ネットキャラバン」のご紹介
インターネットや携帯電話の
正しい知識を学びましょう!

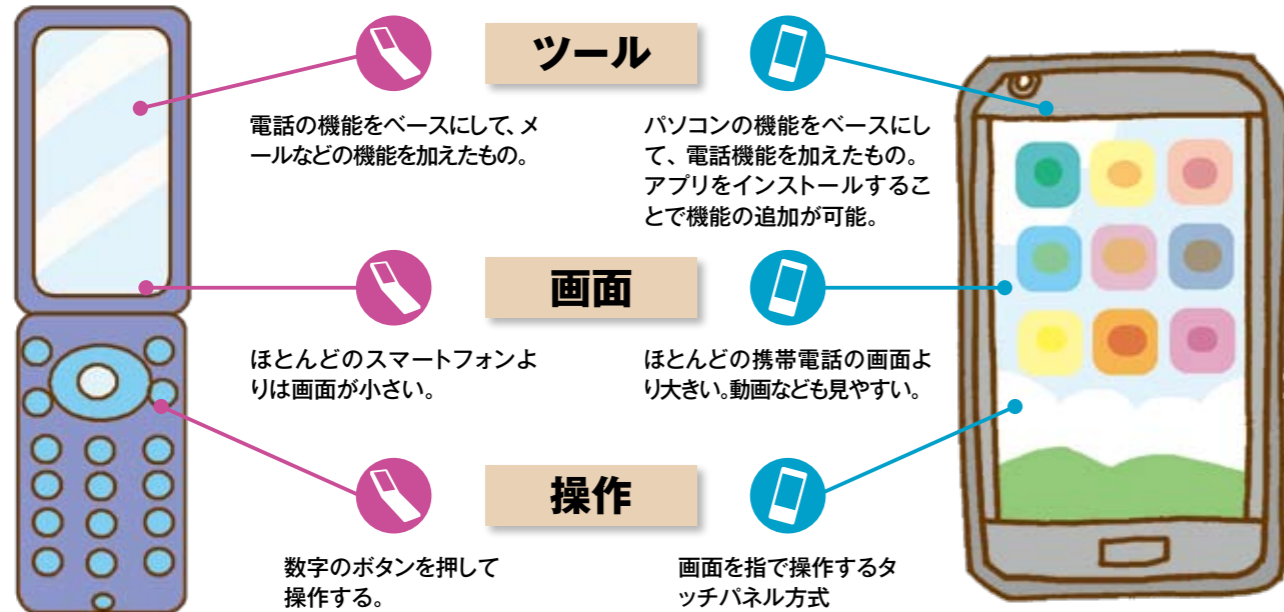
地方のかがやき

20 まちが人を育て、人がまちをつくる
郷土愛が生み出す地域自治

福岡県 福津市

スマートフォンとここが違う!! これまでの携帯

大画面でインターネットがスムーズに見られるスマートフォン。
電話やメールの基本動作が簡単な携帯電話。これだけの違いが?!



インターネット

携帯用サイトに特化。パソコン向けサイトは見づらい。
3Gに加えWi-Fiなどの高速通信利用。パソコン向けサイトが見やすい。

メール

携帯メールとSMSが使用可能。
これまでの携帯メールとSMSに加えてパソコンメールが使用可能。

電話

これが一番の機能なので、音声もよく、使いやすい。
インターネット電話サービスの利用も可能。

ワンセグ・赤外線・決済機能

日本独自の機能であり、ほとんどの携帯電話に標準装備
これまでは対応機種が少なかったが、2012年春モデルから装備するものも増えた。

特集

スマートフォンの安全な使い方

スマートフォンって どんなもの?

最近、スマートフォンの利用が、幅広い世代の人に急速に広がっています。大きな画面でインターネットをスムーズに利用できるなど、多彩な機能が便利なスマートフォン。でも実は、スマートフォンは、これまでの一般的な携帯電話とは、いろいろな点が大きく異なっていることをご存じですか?

これまでの携帯電話と同じだと思って使っていると、思わぬトラブルに出くわすことも……。ここでは、スマートフォンの性質や、利用にあたっての注意事項をまとめました。

スマートフォンとは

スマートフォンは、これまでの携帯電話に比べて、パソコンに近い性質を持った携帯電話です。電話や電子メールの機能に加えて、次のような特長を備えています。

- 大きな画面で、インターネット上のパソコン向けのウェブサイトを閲覧できる。
- 利用者が自分の使いたいアプリケーション（アプリ）をインストールして、機能を自由にカスタマイズできる。



- タッチパネルを使い、拡大、スクロールなどの直感的な操作ができる。
- パソコンとメールやデータの共有がしやすく、外出先でそれらをすぐに利用できる。

こうした多彩な機能と、操作性やデザインにも優れた製品が次々に登場していることで、日本では2010年頃から、スマートフォンの普及が急速に進んでいます。

また、海外メーカーなどのグローバルモデル（※）の端末が数多く投入されているのも、スマートフォン市場の特色といえます。

(※)日本市場に合わせてデザインされた日本モデルに対し、基本的な仕様を世界共通で使用しているモデル

スマートフォンにもセキュリティ対策を!

スマートフォンは**手のひらサイズのパソコンのような携帯電話**です。パソコンと同じように**ウイルスに感染してしまう**こともあります。大切な個人情報が入っているので、**スマートフォン情報セキュリティ3か条を守って**、安全に使いましょう。



スマートフォン情報セキュリティ

3か条

その一

OSを更新!

その二

ウイルス対策ソフトの利用を確認!

その三

アプリケーションの入手に注意!

OS更新

スマートフォンは、OS（基本ソフト）の更新が必要です。古いOSを使っていると、ウイルス感染の危険性が高くなります。更新の通知が来たら、すぐにインストールしましょう。



ウイルス対策ソフト

スマートフォンでは、携帯電話会社などから、機種に応じたウイルス対策ソフトが提供されています。自分の使っているスマートフォンにはウイルス対策ソフトが必要か、携帯電話会社や販売店などに確認しましょう。



アプリの入手に注意!

OS提供会社や携帯電話会社が安全性の審査を行っているアプリケーション提供サイトを利用するようにしましょう。インストールの際には、アプリケーションの機能や利用条件に注意してください。

総務省では、インターネットや情報セキュリティに関する基礎知識、インターネットを利用する上で必要となる情報セキュリティ対策や実践方法について、以下のHPで紹介しています。

国民のための情報セキュリティサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm

便利さと注意点を覚えておこう

便利さの裏には思わぬトラブルが:

スマートフォンは、これまでの携帯電話にない便利な性質をたくさん持っている一方で、利用にあたっては、便利さゆえの注意点もあります。

○インターネット

スマートフォンからインターネットを利用する場合、3G回線だけでなく、より高速な通信であるWi-Fiも利用できるなど、これまでの携帯電話と比べて、利用環境が充実しています。パソコン向けのウェブサイトや動画サービスが快適に利用でき、さらに、スマートフォン向けの動画や電子書籍など、容量の大きなコンテンツの配信サービスも増えています。

一方で、3G回線でインターネットを利用する場合に、これまでの携帯電話より利用料金が高くなる傾向にあるため、使い方に合わせた料金プランの選択が必要です。

○アプリ

また、スマートフォン向けには、アプリ提供サイトを通じて、多種多様なアプリが提供されています。その中に

は、例えば、目的地へのナビゲーションや、現在地の近くのレストランの検索などの、位置情報を活用したサービスやアプリが数多く提供されています。また、外出先などから、SNSアプリを通じて、リアルタイムの情報発信をすることも盛んに行われています。

これらのサービスやアプリは非常に便利ですが、その利用に伴い、様々な個人情報・プライバシー情報がスマートフォンに蓄積されるようになっており、万が一情報漏えいが発生した場合のリスクが大きくなっています。そのことを意識して、個人情報等の管理をすることが大切です。

○セキュリティ

さらに、ウイルスが混入したアプリの一部が発見されています。こういったアプリをインストールしてしまうと、スマートフォン内の個人情報等を不正に取得されたり、知らない間に有料サービスを利用させられたりする危険性があります。

アプリの入手は慎重に行うとともに、ウイルス対策ソフトを利用するなどの対策を行うことが重要です。

注意点

注意点1
プラン・料金

使い方によっては利用料金が高くなることも...

注意点2
セキュリティ

ウイルス感染や情報漏えいのリスクが...

便利

便利1
インターネット

パソコン用のウェブサイトや動画、SNSを利用できる!

便利2
アプリ

いろいろなアプリでカスタマイズできる!



！ご利用の際はご注意ください！

解約したいんですけど！

現在の携帯電話やスマートフォンの契約システムでは、一定期間の継続利用が条件になっている場合も。解約には違約金が発生しますので、事前によく考えて購入しましょう。



アプリが個人情報にアクセスしている？！

アプリによっては、電話帳や現在地情報、SDカードなどにアクセスするものも。ダウンロード時や利用時にどの情報にアクセスするのかよく確認して利用しましょう。



パケット料金が高額になるケースも！！

高速通信でサクサク動く動画やゲームを楽しんでいるうちに、あっと驚く請求書が?! 定額プランを利用するなど、料金プランはよく考えて選びましょう。また、海外での利用の際にも気をつけましょう。



画面が固まった？！

パソコンと同じように、いきなり画面がフリーズしたり、電源が落ちる、電話が切れるなど、機能上のトラブルに見舞われることも。対処法を知っておきましょう。



子どもが有害サイトにアクセス？！

身に覚えのない高額請求がきたと思ったら、子どもが知らずに有害サイトにアクセスしていた……。このような危険から子どもたちを守るため、18歳未満の子どもがスマートフォンや携帯電話でインターネットを利用する際には、フィルタリングの利用が原則として法律で義務付けられているので注意しましょう。



パスワードで個人情報を守ろう！

スマートフォンには個人情報がぎっしり。端末の紛失や盗難に気をつけるのはもちろん、普段からパスワードロックを掛けておくなどで、万が一の場合に備えましょう。



半日で電池切れ？！

朝、100%充電してメールを数回チェック、地図を10秒見て、電話3分を1回。それだけで昼過ぎには電池が3分の1。陰で多くの機能が電池を使っていることがあります。



電車で突如アラームが鳴ったけど消せない？！

車内や劇場内でマナーモードにしても、アラームは別扱い。突如鳴り始めたら？ 操作が携帯電話と違うので、とっさの時に慌ててしまいがち。この場合はまず電源を切るとして、最初は取扱説明書を携帯するといいですね。



災害時の安否確認に 災害用伝言サービス



災害用 伝言ダイヤル (171)



被災地の方が「171」をダイヤルすると、自宅の固定電話番号宛に伝言を録音することができ、全国から再生できます。

[提供開始]

震度6弱以上の地震などの発生により被災地への安否確認通話などが増加し、被災地への電話がつながりにくい状況になった場合に提供。(提供の開始、登録できる電話番号などの運用方法、提供条件については、テレビやラジオ、インターネットで告知。P12災害用伝言板、P13災害用ブロードバンド伝言板 (web171) も同様)

[利用できる電話]

一般電話 (プッシュ回線、ダイヤル回線とも)、公衆電話、ISDN、災害時にNTTが避難場所に設置する特設公衆電話等。また、携帯電話やPHSからも利用可能。

[登録できる電話番号 (被災地電話番号)]

被災地域 (都道府県単位) 内の電話番号をキーとして登録し、伝言の録音・再生を実施。携帯電話や一部のIP電話からもサービス自体は利用可能ですが、携帯電話番号や050番号を、登録の際の電話番号として利用することはできません。

[登録可能件数と保存期間]

録音時間は1件あたり30秒以内。1電話番号あたりの登録可能件数は最大10件。保存期間は登録から最大48時間。保存期間を経過すると自動的に消去 (自動消去以外の方法で削除することはできません)。登録が10件に達すると、自動消去されるまでそれ以上の登録はできません。

※伝言の登録可能件数や保存期間は、変更になる場合があります。

[料金]

伝言の録音・再生には、被災地の電話番号までの通話料が必要です。

災害用伝言ダイヤル (171) の使い方

「171」をダイヤルするとガイダンス (案内) が流れるので、それにしただって「1」をダイヤルし伝言を録音します。この伝言は48時間保存されます。伝言を聞くには「171」のあとに「2」をダイヤルしてください。「171」さえ覚えておけば、あとはガイダンスに沿って使えます。

「171」をダイヤル (ガイダンスが流れます)

録音する時は「1」

再生する時は「2」

被災地の自宅の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番から入力 (ガイダンスが流れます)

伝言を録音します

伝言が再生されます

※ 他人に聞かれたくない伝言などは暗証番号の利用による録音・再生も可能です。なお、設定したパスワードは事前に相手に伝えておく必要があります。

**災害が発生したら
災害用伝言サービスを活用!**

先の東日本大震災のような大きな災害時は、通信が大混雑します。被災地への電話はもちろん、首都圏でも安否確認の電話が大量に殺到しました。携帯電話事業者によっては最大で平常時の50倍以上の通話が集中し、長時間電話がつながりにくくなりました。

こうした通信の混雑の際にも、家族や知人の安否確認や、避難場所の連絡等をスムーズに行えるのが「災害用伝言サービス」です。被災地の方が自宅の固定電話宛に伝言を録音し、全国から再生・確認できる「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話から伝言を登録できる「災害用伝言板」、また、パソコンから伝言や画像、動画などを登録できる「災害用ブロードバンド伝言板」を通信各社は提供しています。さらに、一部の通信会社においては、災害時に音声通信が込み合っている電話がつながりにくい場合でもパケット通信を利用して音声で安否確認を行える「災害用音声お届けサービス」を提供しています。

いざというときに慌てないよう、普段から使い方を確認しておきましょう。

[登録可能な伝言の種類]

文字は1伝言あたり全角文字換算で100文字まで。そのほか静止画、動画ファイル、音声ファイルが登録可能（詳細は表をご覧ください）。

[登録可能件数と保存期間]

1電話番号あたりの登録可能件数は最大10件。保存期間は登録から最大48時間。保存期間を経過すると自動的に消去（自動消去以外の方法で削除することはできません）。登録の件数が10件に達すると、自動消去されるまでそれ以上の登録はできなくなります。

※伝言の登録可能件数や保存期間は、変更になる場合があります。

[災害用ブロードバンド伝言板(web171)に登録できる伝言の種類]

	テキスト	静止画ファイル (.jpg、.jpeg)	動画ファイル (.wmv、.avi)	音声ファイル (.wav)
新規登録	○	○	○	○
追加登録	○	-	-	○
サイズ制限	1伝言あたり全角換算100文字	1Mバイト以下	10Mバイト未満	1Mバイト以下

**災害用
ブロードバンド
伝言板
(web171)**

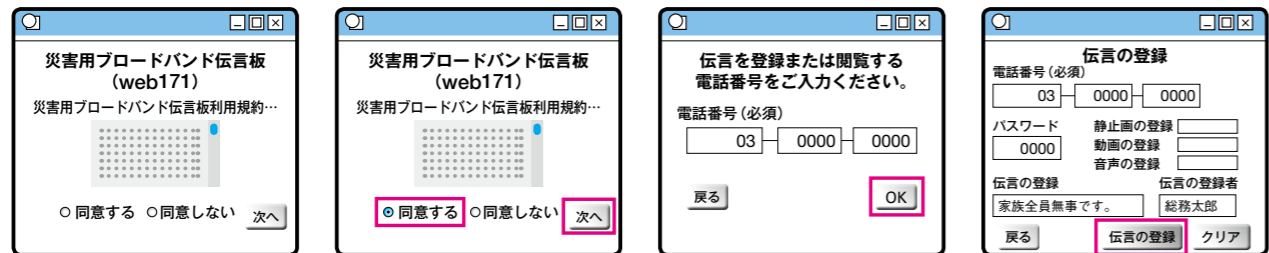


パソコンからインターネットを使って、さまざまな伝言を登録、確認できます。文字による登録のほか、静止画、動画、音声での登録も可能。

災害用ブロードバンド伝言板(web171)の使い方

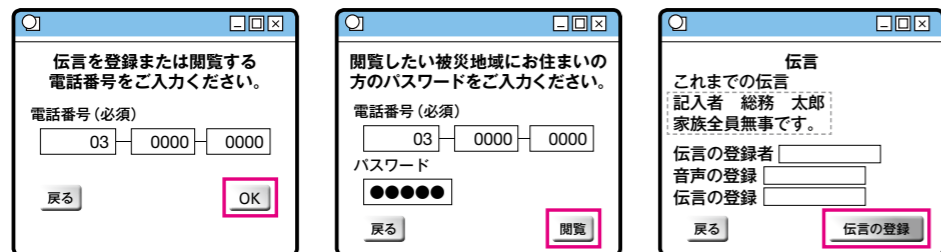
「https://www.web171.jp」へアクセスし、伝言を登録する電話番号を入力し、伝言の登録や静止画や動画、音声ファイルの登録が可能です。伝言は48時間保存されます。インターネットに接続していれば接続が可能で、海外からの利用も可能です。

[伝言の新規登録の場合]



- https://www.web171.jp/へ、アクセスします。
- 利用規約を読み、「同意する」にチェックを付け、「次へ」をクリックします。
- 伝言を登録する電話番号*を入力し、「OK」をクリックします。
※携帯電話番号、050番号も登録可能。
- 伝言情報、登録者を入力し、「伝言の登録」をクリックします。

[伝言の閲覧・追加登録の場合]



- 上記【伝言の新規登録の場合】(1)～(2)と同じく、https://www.web171.jp/へアクセスし、利用規約を読み、「同意する」にチェックを付け、「次へ」をクリックします。次に伝言を閲覧する電話番号を入力し、「OK」をクリックします。
- 事前に伝えられたパスワードを入力し、「閲覧」をクリックします。
※この画面は、パスワードが登録されている場合のみ表示されます。
- 伝言を追加登録する場合は、伝言情報、登録者を入力し、「伝言の登録」をクリックします。

[登録できる地域]

災害が発生した地域で伝言を登録することができます。登録可能な地域の詳細については、各社の「災害用伝言板」の案内ページから確認。

[登録可能件数と保存期間]

登録可能件数は1つの携帯電話番号あたり最大10件で、それを超える伝言は古いものから順次上書きされていきます（手動による削除も可能です）。保存期間は1つの災害での災害用伝言板を終了するまで。

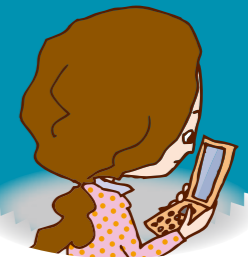
[登録できる内容]

「無事です。」「被害があります。」「自宅にいます。」「避難所にいます。」等の状況を選択式で選びます。さらに、全角100文字以内のコメントを入れて登録可能。コメントのみの登録や状況の複数選択も可能です。

[料金]

災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料。（他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料等が必要）

**災害用
伝言板**

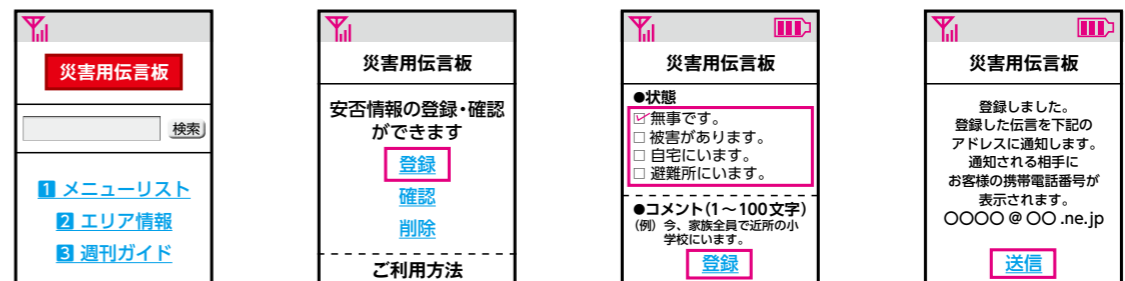


携帯電話・PHSのインターネット接続機能を使い、被災地の方が伝言を文字で登録、携帯電話・PHS番号をもとに全国の携帯電話・PHS・PCから伝言を確認できます。

災害用伝言板の使い方

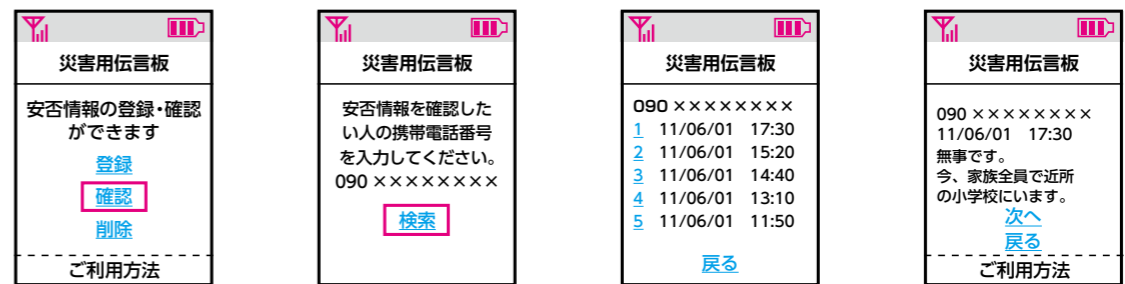
各社トップページの「災害用伝言板」から安否情報の登録、確認が可能です。あらかじめ指定しておいた家族や友人等に、災害用伝言板に登録されたことをメールで知らせるサービスも提供しています。

[登録方法]



- トップメニューから災害用伝言板を選択。
- 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択。
- 伝言を選択。（どの機種も100字前後のコメントが書き込めます）
- 伝言登録完了。続いて登録内容を送信する場合は「送信」を選択。

[確認方法]



- 「災害用伝言板」の中から「確認」を選択。
- 安否を確認したい人の携帯電話・PHS番号を入力し、「検索」を押す。
- 伝言が登録されていると一覧が表示されるので、詳細を確認したい伝言を選択。
- 伝言を確認。

注意点

- スマートフォンにおいては、専用アプリケーションのダウンロードが必要な場合があります。
- 登録方法、登録可能な地域、登録件数、保存期間、通信料等の詳細については、各社の「災害用伝言板」の案内ページをご確認ください。

災害用音声お届けサービス

「災害用音声お届けサービス」とは、送信者が携帯電話端末でファイル化した音声をパケット通信で送信し、受信者は受信した音声ファイルを携帯電話端末で再生することによって安否確認等を行うサービスです。送信（録音）は、スマートフォンの専用アプリをダウンロードして行います。受信（再生）はほとんどの機種で可能です。なお、平成24年3月1日から一部の携帯電話事業者では本サービスの提供を開始する*1と共に、携帯電話・PHS事業者各社は、共通的な運用に関するガイドラインを策定し、今後、事業者間での相互接続の実現に向けて連携して行く予定です*2

*1 NTTドコモ http://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2012/02/23_01.html
*2 TCA http://www.tca.or.jp/press_release/2011/1128_482.html

小・中学生向け統計学習サイト

「なるほど統計学園」のご案内

「なるほど統計学園」は、「発見・気づき」、「納得」、「親しみ」をコンセプトとした、児童・生徒が楽しみながら統計を学ぶことができる統計学習サイトです。

総務省統計局では、児童・生徒の統計に対する理解が高まるよう、また統計教育を支援するため、ホームページに「統計学習サイト」を掲載しています。

小・中学校の新学期指導要領では、統計に関する内容の充実が図られました。小学校

では平成23年4月から全面実施され、中学校では平成24年4月から全面実施されます。

ここでは、小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」から、中学校の新学期指導要領での統計教育にも役立つコンテンツを紹介します。



「なるほど統計学園」は
 探す・使う・作る 学ぶ・知る 親しみ
 遊ぶ 放課後
 の5つのカテゴリーで構成されています。

探す・使う・作る 統計をグラフにあらわそう

このコンテンツでは、資料・データの散らばりを視覚的に把握できるヒストグラムを含む9種類のグラフについて特徴を紹介しています。表す内容によって、どんなグラフが向いているのかを具体例で説明します。

それぞれのグラフの特徴を理解することで、より効果的に資料・データを活用できるようになります。

ここで役立つ!
 中学校新学習指導要領
 数学 資料の散らばり
 社会科 理科 資料の読み取り・グラフの作成



親しみ

比べてみよう! 世界と日本

このコンテンツでは、インターネット普及率や出生率など、いろいろな資料・データで日本と世界の国々を比較できます。また、比較のテーマ例や比較の際の注意点などを学ぶことができます。

ここで役立つ!
 中学校新学習指導要領
 社会科(地理分野) 日本と世界の国々の比較



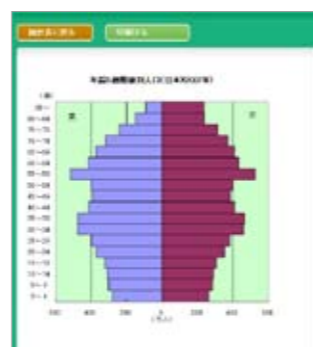
探す・使う・作る

探してみよう統計データチャレンジ! e-Stat

「探してみよう統計データ」では、160種類以上の統計データを提供しています。分野別、都道府県別、国別に調べることができます。

「チャレンジ!e-Stat」では、政府統計の総合窓口(e-Stat)の使い方や人口ピラミッドの作り方を学習できます。統計データの調べ方や資料・データの活用方法を身につけることで、より適切な資料・データを収集できるようになります。

ここで役立つ!
 中学校新学習指導要領
 社会科 生徒自身で資料を収集、選択し、課題を解決する活動



探す・使う・作る

作ってみよう統計グラフ

このコンテンツでは、棒グラフ、折れ線グラフ、円グラフを作成できるグラフ作成ソフトをダウンロードできます。グラフ作成ソフトを使用することで、簡単にグラフを作成でき、資料・データの特徴や傾向を読み取れるようになります。

また、都道府県データを塗り分けるための白地図もダウンロードできます。白地図を使用して資料・データを地図上に整理することで、分かりやすく地域を比較できるようになります。

ここで役立つ!
 中学校新学習指導要領
 数学 コンピュータなどを利用した資料の整理
 社会科(地理分野) 国内の地域比較



学ぶ・知る

統計の落としアナ

このコンテンツでは、資料・データの読み取りやグラフの作成で注意すべきポイントをアニメーションで解説しています。資料・データを使用する際の注意点や、誤解を招かない資料・データの作り方を学ぶことで、より効果的に資料・データを活用できるようになります。

代表値や標本調査についてのエピソードもあり、重要性の理解に役立ちます。

ここで役立つ!
 中学校新学習指導要領
 数学 代表値・標本調査



このほかにも、「統計用語辞典」や「統計・そこが知りたい」など、統計の知識を身につけられるコンテンツを用意しています。児童・生徒だけでなく保護者の方にもお楽しみいただけますので、ぜひご利用ください。

●なるほど統計学園
<http://www.stat.go.jp/naruhodo/index.htm>

なるほど統計学園 検索

●統計学習サイト(一覧)
<http://www.stat.go.jp/edu/index.htm>

●政府統計の総合窓口(e-Stat)
<http://www.e-stat.go.jp/>

統計学習サイト 検索

e-Stat 検索

あなたの「ふるさと寄付金」が被災者支援に活かされます!

によって、手続が異なる場合がありますので、寄付したい地方団体のホームページ等により事前にご確認ください。

また、控除を受けるためには、確定申告等が必要となります。その際に必要となる振込書の控や受領証などは大切に保管してください。

寄付をした翌年度の個人住民税から控除

「ふるさと寄付金」によって控除（還付）される額は、所得税と個人住民税を合わせて、おおむね寄付金額から2千円を引いた額となります。控除される額には上限がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

皆さんの心遣いが被災者支援に活かされます。



どのくらい税金が軽減されますか?

給与所得者が都道府県・市区町村に対し、平成24年に寄付した場合

寄付者の年収	寄付金額	軽減額合計	軽減額	
			住民税軽減額	所得税軽減額
300万円	1万円	8,000円	7,600円	400円
	5万円	16,300円	13,900円	2,400円
	10万円	23,800円	18,900円	4,900円
500万円	1万円	8,000円	7,200円	800円
	5万円	32,350円	27,550円	4,800円
	10万円	42,350円	32,550円	9,800円
700万円	1万円	8,000円	6,400円	1,600円
	5万円	48,000円	38,400円	9,600円
	10万円	66,550円	46,950円	19,600円

※控除額は一例であり、実際の軽減額とは異なる可能性があります。

どのような書類や手続が必要ですか?

- 平成24年1月から12月末までに行った寄付については、来年の申告期間(平成25年2月16日～3月15日)までに最寄りの税務署に確定申告をしてください。
- その際に、地方団体等への義援金等であることが分かる受領証や振込票の控、または郵便振替の半券(原本)などの書類が必要となりますので、大切に保管してください。
- 確定申告の際には、自宅から申告でき、より早く還付される便利なe-Tax(電子申告)をぜひご利用ください。詳しくは、国税庁e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

ふるさと寄付金で被災地復興支援を!

東日本大震災による被災地の県や市町村への寄付金や、日本政府や日本赤十字社、中央共同募金会に寄せられた義援金等は、平成24年2月末現在で約5354億円にのぼり、被災者の方々に義援金として配分されるほか、道路の修復等の災害復旧事業、産業の復興支援、防災対策等に役立てられています。

今後も寄付金や義援金を送りたいと考えている方も多いため、思いですが、こうした被災地への寄付金や義援金を「ふるさと寄付金」の制度を活用して行うと、その年の所得税と翌年度の個人住民税の控除(還付)が受けられます。

自分が生まれ育ったふるさとや、応援したいと考えている地方団体に寄付し、一定の税控除を受けられるのが「ふるさと寄付金」制度です。

「ふるさと寄付金」はどこにできますか?

- 寄付をしたい被災地方団体の義援金・寄付金専用口座
➡総務省HPや各団体のHPでご確認ください。
- 日本赤十字社や中央共同募金会等の義援金専用口座
➡各団体HPでご確認ください。



この制度の活用のため、被災地方団体では、寄付金・義援金の受入口座を開設しています。総務省ホームページにその一覧を掲載していますので、ご活用ください。

また、被災地方団体に直接寄付する場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会など

「被災地方団体に義援金や寄付金を寄付する場合」

- (1) 被災地方団体の義援金・寄付金専用口座へ振込み
(振込票の控や受領証などを保管)

「日本赤十字社や中央共同募金会に義援金を寄付する場合」

- (1) 義援金専用口座へ振込み
(振込書の控を保管)

- (2) 振込票の控や地方団体の受領証などを添付して、来年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告
- (3) 所得税と個人住民税で控除(還付)

寄付の申込みや手続について

具体的には、各地方団体に、義援金として寄付する場合にも「ふるさと寄付金」として所得税と個人住民税で控除(還付)が受けられます。

方法については、各地方団体



子どもがネットを使う前に 伝えておきたい4つのネット危機

① ケータイ依存

携帯電話でのメールの送受信は、手軽に行えることから、常に友達であることを確認するために多くなりがちです。また、オンラインゲームを一日に何時間もやっていたり、サイトを長時間閲覧したりしていると危険信号です。

② ネットいじめ

携帯電話を介したネットいじめは、被害が拡大しやすく、見られたくない画像も同時に流布されたりして被害者の子どもの精神的被害は甚大になります。不登校、転校、果ては自殺にまで至ってしまうこともあります。

③ ネット誘引

インターネットを介したコミュニケーションの醍醐味は、今まで知らなかった多くの人との共通の趣味や関心について会話ができることです。しかし、その反面で、実際に会うように誘いかける悪意ある大人も多いので注意が必要です。

④ ネット詐欺

インターネット上には、金もうけをたくらんで、クレジットカード情報を盗み出したり、架空の請求書を送りつけてお金を振り込ませたり、さらには、ねずみ講や悪徳マルチ商法の手口でお金をだまし取ろうとする悪意ある大人がいます。



「e-ネットキャラバン」のご紹介 インターネットや携帯電話の 正しい知識を学びましょう!

子どもに迫る
4つのネット危機

今や私たちの日常生活やビジネスに欠かせないコミュニケーションツールであるインターネットや携帯電話。近年は子どもたちが容易にインターネットや携帯電話を使える環境も整っています。また、幼稚園や学校からの連絡事項もインターネットや携帯メールを通じて行われたり、携帯電話を持った子どもが改札を通ると自動的に自宅にメールで知らせてくれるサービスなどもあります。このように子どもたちにとってインターネットや携帯電話は、生まれた時から身近にある便利なツールとしての認識が強くなり、それだけに大人より警戒心もなく、使う上での判断力やモラルの準備が整わないうちに、安易にネットの世界に足を踏み入れてしまいがちです。そのため、

保護者と子どもと一緒に誓う7つの約束

- ① 大人も子どももルールやマナーを守ります**
大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。
- ② ネットで知り合った人とは会いません**
子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。
- ③ 家庭のルールを作ります**
子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。
- ④ いじめはしません、見逃しません**
ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。
- ⑤ トラブルは大人に相談します**
インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。
- ⑥ 加害者にも被害者にもなりません**
子どもをネット上の加害者にも被害者にもないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。
- ⑦ 大人の携帯電話を勝手に使いません**
子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

ケータイ依存やネットいじめ、ネット詐欺などのトラブルも多発しています。今日のネット社会では、既に子どもたちがネット犯罪の被害者だけでなく、加害者に

もなっています。子どもたちを守り導くためにも、保護者や教職員の方々がインターネットや携帯電話の安心・安全な利用方法について学ぶ必要があります。

e-ネットキャラバンとは?

e-ネットキャラバンとは、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用のために、総務省や文部科学省、通信事業者等が連携し、講師を派遣する出前講座であり、全国規模で行われています。

要望に応じて、小・中学生向け、中・高校生向け、保護者・教職員向けの出前講座を実施します。

講座内容はケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺の実態や対処方法などで1〜2時間程度行います。講師の派遣にともなう謝礼や交通費は無料です。PTAの会合や教職員の研修会、勉強会などにぜひご活用ください。



子どもを対象とした講座を開講中!

e-ネットキャラバンで子どもと一緒に学びませんか?

インターネットや携帯電話を安心して使うためのノウハウや情報を子どもといっしょに学び、身につけていきましょう。

対象者	小・中学生向け、中・高校生向け、保護者・教職員向け
実施主体	財団法人マルチメディア振興センター
協力団体	通信事業者等民間団体212社、公益法人11団体、政府・自治体2省・18団体、その他38団体
講師	認定講師1,643名
開始年度	平成18年4月から実施
実施件数	4,778件 (平成24年2月末現在)



お申込みは

<http://www.e-netcaravan.jp>
電話: 03-5403-1090
FAX: 03-5403-1092

インターネットトラブル事例集

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

宮地嶽神社から海へ向かって直線に伸びる参道は、地元住民たちの隠れた名所。年に2回、参道の延長線上に夕日が沈む日がある。



都市部からほど近い 自然の宝庫

福岡県の北部、九州の二大政令指定都市である福岡市と北九州市の中間に位置する福津市は、平成17年に旧福岡町と旧津屋崎町が合併して誕生しました。都市圏への交通の利便性があることからベッドタウンとして成長を遂げ、近年も人口はほぼ横ばいを保っています。

西に玄界灘の美しい海岸線が広がり、東に四季折々の景

福津市らしさを ブランドに

教育にも力を入れている福津市では、市内の全小・中学校を「コミュニティ・スクール」として、行きたい学校、帰りたい家庭、住みたい地域を理念に、地域づくりにつながる学校運営を行っています。登下校時の地域住民による見守り活動、ゲスト・ティーチャーによる学習、後述の「郷づくり」が運営する放課後クラブの活動、地域ぐるみの運動会など、学校を核に地域の様々な世代の人々との交流を図れる仕組みになっています。また、平成25年には子育て支援センターや児童センターとして「こどもの城（仮称）」がオープン予定です。子どもによる子どものための施設づくりを目指し、ワークシヨップを重ねています。

交通の利便性、豊かな自然環境、歴史文化遺産、充実した教育など、様々な魅力が詰

国指定史跡の津屋崎古墳群。「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として、世界遺産登録に向けた整備を進めている。



津屋崎干潟。クロツラヘラサギやカブトガニなど、希少生物が多く見られ、大学などの学術調査も行われている。



江戸時代から明治時代にかけて、海上交易と塩田で栄えていた津屋崎千軒。街並み保存の取組が進められている。



白砂青松の海岸線が美しい白石浜。美しい海は福津市民の誇りであり、心の拠り所にもなっている。

地方のかがやき 福岡県

福津市

まちが人を育て、人がまちをつくる
郷土愛が生みだす地域自治

ウミガメやカブトガニなどの希少生物が見られる自然豊かなまち。ここでは、地域ぐるみで人を育て、市民一人ひとりがまちづくりを担う「共働」の取組が進められています。

写真提供：福津市



CITY PROFILE
人口：56,449人（平成24年2月29日現在）
面積：52.70km ²
HP： http://www.city.fukutsu.lg.jp/

観を紡ぎ出す山林を望む、風光明媚な自然環境も福津市の魅力のひとつです。アカウミガメが産卵に訪れる勝浦海岸や恋の浦海岸、クロツラヘラサギやカブトガニが見られる津屋崎干潟をはじめ、山間部ではカスミサンショウウオやカワセミ、ホタルなどが見られ、都市近郊にありながら、希少な動植物の宝庫となっています。

まった福津市。この「福津らしさ」を「福津ブランド」として確立しようという動きが、九州大学との連携でスタートしています。現在までに特産品14品、景観36景が選定され、市内外でのプロモーションに余念がありません。今後は、教育や文化など形に見えない「福津らしさ」をどのようにアピールしていくかが課題となっています。



「福津の極み」商品の販売風景。市内外の様々なイベント等で福津ブランドのPRを積極的に行っている。

まちづくり 人づくり



津屋崎地域の松の植樹祭。300人を超える地域住民が参加した。海岸沿いの勝浦、宮司、福間の各地域でも一斉に植樹祭を行っている。

地方力 1 地域がまちを育てる

郷づくり

福津市では、「地域でできることは地域で、地域だけでできないことは市と一緒に」、「行政による一律のサービスから、地域の特性、実情にあったまちづくりを」という考えの下、平成19年から「郷づくり推進事業」に取り組んでいます。地域課題を行政や団体などと「共働」しながら解決する、市民の、市民による、市民のための活動で、福津市のまちづくりの根幹となっています。

郷づくりの運営は、市内8つの地域ごとに設置された



郷づくりはコミュニティ・スクールとも密に連携。見守り活動や放課後クラブの運営など、子どもたちの健全育成に努めている。



3月11日に宮司地域で行われた、地域全体の避難訓練。約1,000人も地域住民が参加して防災に備えている。



神興地域の竹灯まつり。川や里山の環境整備で切った竹を再利用して、子どもたちが提灯を作ることで、子どもの健全育成につなげている。

「郷づくり推進協議会」が中心。地域住民が作成した「地域づくり計画」に基づき、「福祉」、「子育て支援」、「防災・防犯」、「環境」の必須テーマはもちろん、地域の特性を生かした独自のプランで活発な活動を行っています。

たとえば津屋崎地域では、海岸沿いの荒れた松林の保全に取り組んでいます。地域住民がボランティアで下草刈り

や除草、害虫の防除、植林などを行い、防風保安林としての本来の機能回復と景観向上に努めています。今では海岸沿いの他の地域にも広まり、地域間の連携を生みだしています。

このように、市民一人ひとりが自分たちの「郷」を愛し、地域一丸となってみんなが住みやすい「郷づくり」を行っているのです。

※共働……共通の目的をもった市民、事業者、市などが、課題や情報を共有し、役割分担しながら相互に補完し合って共に行動すること。

地方力 2 地域づくりを担う人材を育てる

郷育カレッジ

ゲスト・ティーチャーとしてコミュニティ・スクールで授業をする郷育カレッジの講師。人材バンクとしての機能も果たしている。



人気の高い福津の郷土史を学ぶ講座。友達づくりや生きがいの場にもなり、講座をきっかけに活動の幅を広げる受講生も多い。

地域環境について学べるカブトガニの産卵調査。夏休みに行われる講座は子どもたちの参加も多い。



地方力 3 貴重な自然を次世代に

ウミガメの保護活動

800人を超える市民が参加した海岸の清掃活動。近隣市町村に比べ、環境に対する市民の関心も高い。

福津市には、アカウミガメが産卵に訪れる海岸があります。福津のような都市近郊での産卵は珍しいことですが、都市化の進行とともに環境が悪化し、ウミガメの産卵数が減っていました。そこで、平成14年に旧津屋崎町で発足したのが「うみがめ課」です。以前から海岸の清掃や保護、調査に主体的に取り組んでいた市民団体の活動を支援し、団体間の連携を助け、市民への周知を強化するとともに、平成14年には「ウミガメ保護条例」を制定。ウミガメの産



地元の自然保護団体から、ウミガメなどの希少生物についての説明を熱心に聞く子どもたち。



卵やふ化を妨げる行為を禁止しました。

また、子どもの環境教育にも力を入れています。現在、津屋崎小学校で試験的に環境教育プログラムを実施しており、将来的に市内の全小学校での実施を目指しています。子どものうちから、希少生物や環境問題に興味をもってもらうことで、次世代の環境保全につながります。

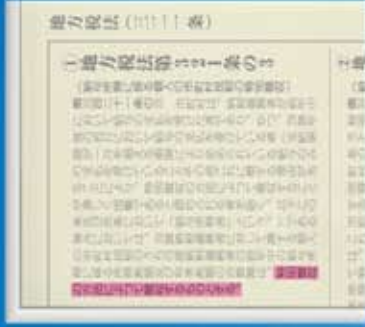
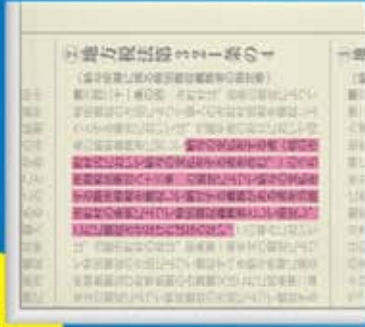
福津市が行っているユニークな生涯学習事業「郷育カレッジ」。「郷育」とは、「郷によって育てられ、皆で郷を育てていく」という意味が込められており、地域住民による地域のための「人づくり」のシステムです。平成15年に旧福間町でスタートした本事業も今年で10年目を迎え、昨年は年間約190講座、のべ3500人も市民が受講しました。講座の内容は、郷土史や環境、健康福祉、子育てなど多岐にわたり、人気講座は抽選になるほどの盛況ぶりです。

郷育カレッジは、「地域で学び、地域に還元すること」を目標としています。その結果、カレッジで得た知識や経験を先述の「郷づくり」やコミュニティ・スクールでの活動に生かす人、受講生から講師に立場を変えて活躍する人も多数誕生しました。「郷育」の精神は、福津市民の心に着実に根付いてきているといえます。

事業者のみあなた！

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

法
第124条の2
上



個人住民税は事業者が特別徴収(給与天引き)で納める義務があります。全ての従業員に適用されます。



ハンズオンは各都道府県税務局ホームページからダウンロードできます。
<http://www.tax-hands.jp/>

所得税の源泉徴収義務のある事業者(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。(地方税法第321条の4)

給与支払者
事業者のメリット

個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業者(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

納税義務者
従業員のメリット

金融機関に向向いて納税する手間が省け、納付が忘れず滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなります。

■従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全てを含みます。■給与引き去り(給与天引き)による納入を「特別徴収」といいます。

特別徴収のしくみ



具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村の個人住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。制度に関するお問い合わせは、都道府県・市町村の個人住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。

総務省・全国地方税務協議会

